

交通安全情報



4月1日から自転車の ヘルメット着用が努力義務化に!

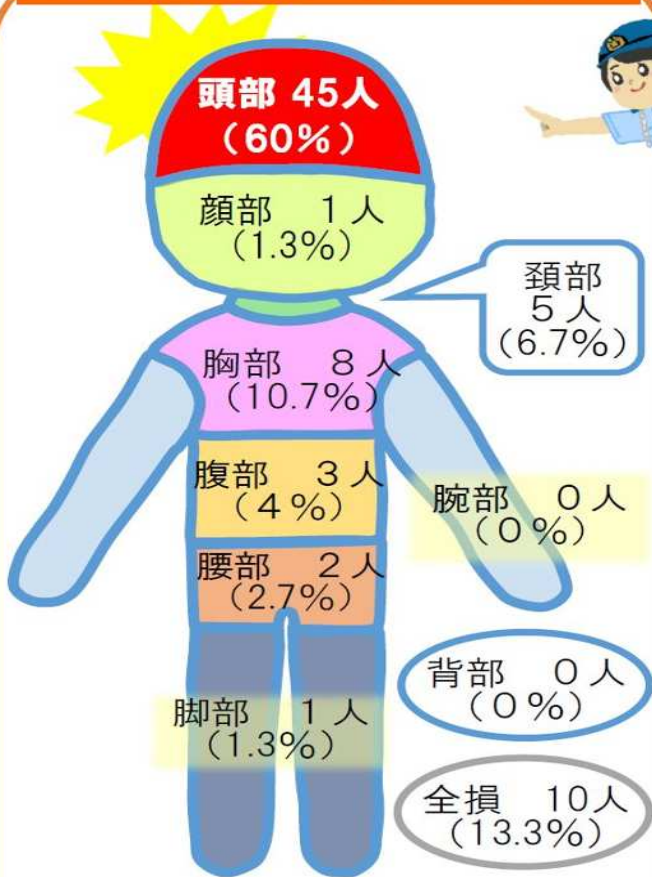


道路交通法が一部改正（令和4年4月27日公布、令和5年4月1日施行）され、全ての自転車利用者に対してヘルメット着用の努力義務が課されます。

自転車を運転する全ての人がヘルメットをかぶるよう努めなければならないことはもちろん、同乗する子どもにもヘルメットをかぶらせるよう努めなければなりません。

事故にあった時ヘルメットを着用していないと致死率が約2倍です!!

自転車事故死者の人身損傷部位
(過去5年 平成29年~令和3年 静岡県内)

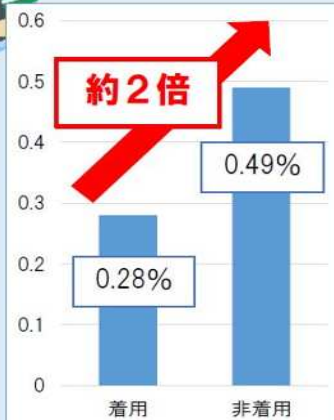


※ 全損（致命傷が複数）

※ 窒息・溺死等6人を除く

頭部のケガが原因で亡くなる方が最も多く、ヘルメットの着用が有効です!

自転車乗用中ヘルメット着用状況別の致死率
(過去5年 平成29年~令和3年 静岡県内)



自転車乗用中に事故にあった場合、ヘルメットを着用していないことで致死率が約2倍となっています。このことから、ヘルメットの効果が分かります。

	着用	非着用
死者(人)	7	74
死傷者(人)	2,538	15,033
致死率(%)	0.28	0.49

※ 不明を除く

自転車事故で亡くなった方の致命傷となった部位は、頭部が6割を占めています。

自転車は、不安定で転倒すると怪我につながりやすい乗り物です。

ヘルメットは、転倒した場合などに、頭部への衝撃を軽減する大きな効果があります。

ヘルメット着用の効果を動画で確かめましょう。



ヘルメットの有無による頭部損傷の程度について比較した実験動画です。



この二次元コードを読み込んでください

※(一社)日本自動車連盟(JAF)の御協力をいただいております。

自転車に乗るときは、大人も子どももヘルメットをかぶり、大切な命を守りましょう。